

# 東日本大震災により被害を受けた中小企業等のみなさまへ

日本政策金融公庫では、このたびの東日本大震災により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」を取り扱っております。

	震災直接被害関連	震災間接被害関連	震災セーフティネット関連
対象者	直接被害を受けた方 次のいずれかに該当する方 ① 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた方 ② 原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する方	間接被害を受けた方 左記の直接被害を受けた方と取引のある方	その他震災による被害を受けた方 その他風評被害、計画停電等東日本大震災の影響により売上等が減少し、資金繰りに支障を来していることまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方等
資金のお使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金		企業維持上緊急に必要な設備資金および経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 ※生活衛生セーフティネット貸付は運転資金のみ
ご融資限度額	各融資制度ごとにご融資限度額に1災害につき6,000万円を加えた額		一般貸付とは別枠で4,800万円 ※生活衛生セーフティネット貸付は5,700万円
ご返済期間 (据置期間) (注1)	設備資金：20年（5年） 運転資金：15年（5年）	設備資金：15年（3年） 運転資金：15年（3年）	設備資金：15年（3年） 運転資金：8年（3年）
利率 (年利%) (注1)	① 被害証明書等の発行を受けた方 【当初3年間】 <3,000万円まで> 基準利率-1.4% <3,000万円超> 基準利率-0.5% 【4年目以降】 基準利率-0.5% ② 上記以外の方 基準利率=2.15~3.25%	① 被害証明書等の発行を受けた方 【当初3年間】 <3,000万円まで> 基準利率-0.9% <3,000万円超> 基準利率 【4年目以降】 基準利率=2.15~2.95% ただし、一定の要件に該当する場合は、上記利率から最大0.5%が低減されます。(注2) ② 上記以外の方 基準利率	基準利率=2.15~3.20% ただし、一定の要件に該当する場合は次の利率が控除されます。(注2) 基準利率-0.2% (特別利率G) 基準利率-0.3% (特別利率N) 基準利率-0.5% (特別利率R)

(注1) 適用する融資制度に定める融資条件が、本制度に掲げる条件より有利である場合は、当該融資条件を適用します。

(注2) 次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減されます。

- 1 雇用の維持又は拡大を図る場合は、0.2%利率を低減
- 2 次のいずれかに該当する場合は、0.3%利率を低減
  - ① 最近3ヵ月における売上高等が前年同期に比し5%以上減少している場合
  - ② 最近1ヵ月における売上高等が前年同月に比し20%以上減少しており、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合
- 3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合は、0.5%利率を低減

(※) 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。

(※) ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。利率は平成23年5月23日現在のものです。

(※) 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

〈お問い合わせ先〉

相談態勢（事業資金相談ダイヤル）

相談時間	平日	土日祝日
	9時から19時	9時から17時
連絡先	TEL 0120-154-505 (*) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。	TEL 0120-220-353

日本政策金融公庫 京都支店  
☎075-211-3230